

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教職員課</u></p> <p>(3) <u>学校調整課</u></p> <p>(4) <u>学校教育課</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p>	<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>学校教育室</u></p> <p>(3) <u>教職員課</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p>										
<p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="140 1001 288 1050">室及び課</th><th data-bbox="288 1001 770 1050">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="140 1050 288 1099">教育企画室</td><td data-bbox="288 1050 770 1099">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="140 1099 288 2045">教職員課</td><td data-bbox="288 1099 770 2045"><p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p><p>(1) <u>人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p><p>(2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p><p>(3) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p><p>(4) <u>事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p><p>(5) <u>事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p><p>(6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p><p>(7) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に</u></p></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略]	教職員課	<p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p> <p>(4) <u>事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p> <p>(5) <u>事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に</u></p>	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="829 1001 978 1050">室及び課</th><th data-bbox="978 1001 1460 1050">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="829 1050 978 2045">教育企画室</td><td data-bbox="978 1050 1460 2045">[略]</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略]
室及び課	分掌事務										
教育企画室	[略]										
教職員課	<p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p> <p>(4) <u>事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p> <p>(5) <u>事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に</u></p>										
室及び課	分掌事務										
教育企画室	[略]										

限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。

(8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰（永年勤続者表彰に限る。）に関すること。

(9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の負担に関すること。

(10) 県立学校職員の給与費に関すること。

(11) 教育職員の免許に関すること。

(12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(13) 職員団体に関すること。

厚生福利担当の分掌事務

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(3) 公務災害補償に関すること。

(4) 職員及び学校職員の退職手当に関すること。

(5) 恩給に関すること。

(6) 職員及び学校職員の児童手当に関すること。

(7) 公立学校共済組合及び教職員互助会に関すること。

小中学校人事担当の分掌事務

(1) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関すること。

(2) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。

(4) 県費負担教職員及び県立中学校の職員（いずれも事務職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。

(5) 市町村立の小中学校（小学校、中学

	<p><u>校及び義務教育学校をいう。以下同じ。</u></p> <p><u>)の学級編制及び職員定数に関すること</u></p> <p>。</p> <p><u>県立学校人事担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の任免に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県立学校の職員(県立中学校の職員、事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の研修(人事管理に関する研修に限る。)に関すること。</u></p> <p>(5) <u>県立学校の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の定数に関すること。</u></p> <p>(6) <u>県立特別支援学校の学級編制に関すること。</u></p>		
<p><u>学校調整課</u></p>	<p><u>学校調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言に関すること(他室課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p><u>学校教育室</u></p>	<p><u>学校企画調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)の管理の指導及び助言に関すること(他室課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p><u>学力向上担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(3) <u>小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u></p> <p>。</p> <p><u>義務教育担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校(特</u></p>

別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

。

(5) 県立中学校の入学者選抜に関すること。

(6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択に関すること。

(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。

。

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものを除く。）の育成に関すること。

(9) 教科用図書選定審議会に関すること

。

高校教育担当の分掌事務

(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 中高一貫教育に関すること（義務教

高校改革担当の分掌事務

[略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る学校教育の施策に関すること（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) [略]

育担当の所掌に属するものを除く。）。

(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 県立高等学校の入学者選抜に関すること。

(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関すること。

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。

高校改革担当の分掌事務

[略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興（以下「復興」という。）に係る学校教育の施策に関すること（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) [略]

特別支援教育担当の分掌事務

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 特別な教育的支援を必要とする児童

	<p>生徒指導担当の分掌事務 [略]</p>		<p>又は生徒の就学指導に関すること。 <u>(6) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。</u> <u>(7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。</u> <u>(8) 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p>生徒指導担当の分掌事務 [略]</p>
<p>学校教育課</p>	<p>学力向上担当の分掌事務 <u>(1) 児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(2) 教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(3) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関すること。</u> <u>(4) グローバル人材の育成に関すること。</u></p> <p>義務教育担当の分掌事務 <u>(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</u> <u>(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>。-</p> <p><u>(5) 県立中学校の入学者選抜に関すること。</u> <u>(6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択に関すること。</u></p>		

(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）

。

(8) 学校文化関係団体の育成に関すること（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）

(9) 教科用図書選定審議会に関すること

。

高校教育担当の分掌事務

(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）

(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）

(6) 県立高等学校の入学者選抜に関すること

(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関すること

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること

特別支援教育担当の分掌事務

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること

(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）

(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の

	<p><u>通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(5) 特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒の就学指導に関すること。</u></p> <p><u>(6) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。</u></p> <p><u>(8) 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。</u></p>		
		<p><u>教職員課</u></p>	<p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p> <p><u>(4) 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p> <p><u>(5) 事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p><u>(7) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に</u></p>

関すること。

(8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰
(永年勤続者表彰に限る。)に関するこ
と。

(9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の
負担に関すること。

(10) 県立学校職員の給与費に関するこ
と。

(11) 教育職員の免許に関すること。

(12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関すること。

(13) 職員団体に関すること。

厚生福利担当の分掌事務

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関す
ること。

(2) 職員及び県立学校職員の安全管理及
び衛生管理に関すること。

(3) 公務災害補償に関すること。

(4) 職員及び学校職員の退職手当に関す
ること。

(5) 恩給に関すること。

(6) 職員及び学校職員の児童手当に関す
ること。

(7) 公立学校共済組合及び教職員互助会
に関すること。

小中学校人事担当の分掌事務

(1) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の人事管理に関する制度の企画に関す
ること。

(2) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の任免に関すること。

(3) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の分限及び懲戒に関すること。

(4) 県費負担教職員及び県立中学校の職
員(いずれも事務職員を除く。)の研修
(人事管理に関する研修に限る。)に関
すること。

(5) 市町村立の小中学校の学級編制及び
職員定数に関すること。

県立学校人事担当の分掌事務

(1) 県立学校の職員(事務職員、技術職

保健体育課	保健体育担当の分掌事務 (1) [略] (2) 学校安全に関すること（ <u>学校調整課</u> の所掌に属するものを除く。）。 (3)～(8) [略]
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(12) [略] (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。 (14)～(16) [略] [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	[略]	
	教育企 画室	[略]
	教職員 課	人事給与担当 課長

	員その他の職員を除く。)の人事管理に関する制度の企画に関すること。 (2) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の任免に関すること。 (3) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。 (4) 県立学校の職員（ <u>県立中学校の職員、事務職員、技術職員その他の職員を除く。</u> ）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。 (5) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の定数に関すること。 (6) 県立特別支援学校の学級編制に関すること。
保健体育課	保健体育担当の分掌事務 (1) [略] (2) 学校安全に関すること（ <u>学校教育室</u> の所掌に属するものを除く。）。 (3)～(8) [略]
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(12) [略] (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること（ <u>学校教育室の所掌に属するものを除く。</u> ）。 (14)～(16) [略] [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	[略]	
	教育企 画室	[略]

	厚生福利担当課長	分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	小中学校人事課長	
	県立学校人事課長	
学校調整課	学校調整担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	産業・復興教育課長	
	高校改革課長	
	生徒指導課長	
学校教育課	学力向上課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	義務教育課長	
	高校教育課長	
	特別支援教育課長	
保健体育課	[略]	
[略]		

学校教育室	学校教育企画監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	学校企画調整担当課長	
	学力向上担当課長	
	義務教育課長	
	高校教育課長	
	高校改革課長	
	産業・復興教育課長	
教職員課	特別支援教育課長	
	生徒指導課長	
教職員課	人事給与担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	厚生福利担当課長	
	小中学校人事課長	
	県立学校人事課長	
保健体育課	[略]	
[略]		

[略]

2・3 [略]

(教育機関)

第40条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立高田松原野外活動センター	[略]

2 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に

[略]

2・3 [略]

(教育機関)

第40条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立野外活動センター	[略]

2 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家を除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]
野外活動センター	1 野外活動の普及奨励に関すること。 2 青少年の心身の健全育成に關すること。 3 復興及び防災に係る研修に關すること。

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	
野外活動センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの事務を掌理する。
	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に

応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 岩手県産業教育審議会
- (3) 岩手県いじめ問題対策委員会
- (4) 教科用図書選定審議会
- (5)～(10) [略]

2 [略]

応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
図書館	[略]	
<u>野外活動センター</u>	<u>主幹</u>	<u>上司の命を受け、野外活動センターの重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
	<u>主任主査</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	<u>副主幹</u>	<u>上司の命を受け、野外活動センターの特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
	<u>主査及び主査行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理する。</u>
	<u>主任及び主任行政専門員</u>	<u>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。</u>

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 教科用図書選定審議会
- (3) 岩手県産業教育審議会
- (4) 岩手県いじめ問題対策委員会
- (5)～(10) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(岩手県産業教育審議会規則の一部改正)

2 岩手県産業教育審議会規則(昭和27年岩手県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校調整課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育職員等の勤務時間に関する規則の一部改正)

3 教育職員等の勤務時間に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館及び美術館に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。	(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館、 <u>美術館及び野外活動センター</u> に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教科用図書選定審議会規則の一部改正)

4 教科用図書選定審議会規則(昭和39年岩手県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育支援委員会規則の一部改正)

5 岩手県教育支援委員会規則(昭和50年岩手県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	